

京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 配布資料一覧

- 資料 1 第 3 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議次第
- 資料 2 第 3 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議配席図
- 資料 3 京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議委員名簿
- 資料 4 京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議委員等からの意見・提案
- 資料 5 京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議からの提言（案）
- 資料 6 「大規模集約型林業の推進に向けた具体的な取組案」の概要～検討会議からの提言～
- 資料 7 今年度の取組と今後のスケジュール案
- 参考資料 「京都市域における集中的な森林整備に向けた取組」に対する提言骨子案

第 3 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議次第

日時 : 平成 29 年 3 月 30 日
午後 2 時から午後 4 時
場所 : 京都ガーデンパレス「桜」

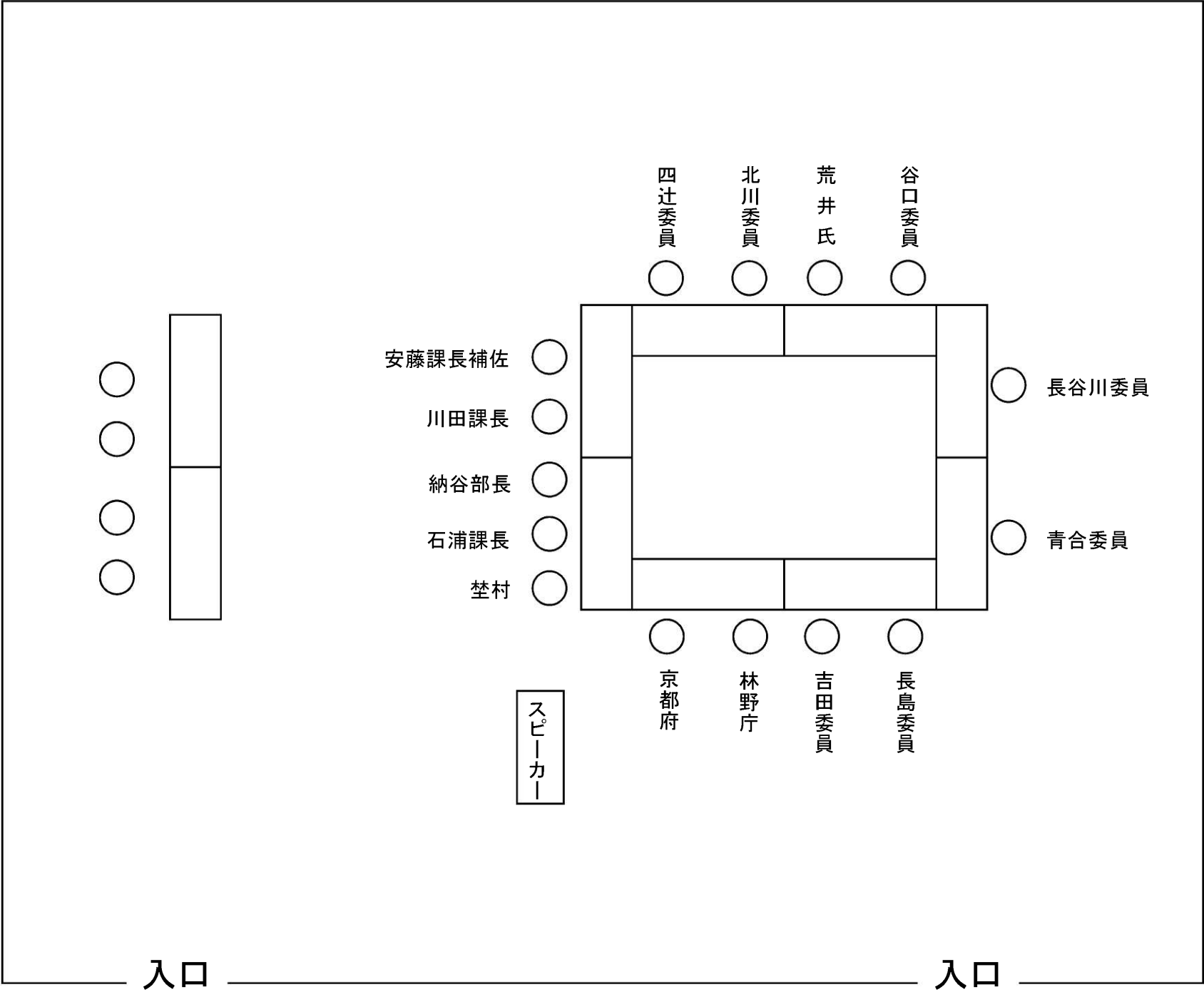
1. 第 3 回検討会議の趣旨説明

2. 議題

- (1) これまでの検討会議における意見・提案等について
- (2) 検討会議からの提言（案）について

3. その他

第3回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議配席図



京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 委員名簿（敬称略）

組 織 名	役 職	氏 名	出 欠	備 考
日本弁護士連合会	元 副 会 長 (法 律 家)	谷 口 忠 武	○	委 員
京都大学 フィールド科学教育研究センター	准 教 授	長 谷 川 尚 史	○	委 員
京都府立大学生命環境科学研究科	准 教 授	長 島 啓 子	×	委 員
王子木材緑化株式会社	国内営業本部林業部長	荒 井 均	○	委員代理
京都府森林組合連合会	代表理事会長	青 合 幹 夫	○	委 員
京 都 市 森 林 組 合	代表理事組合長	吉 田 英 治	○	委 員
京 北 森 林 組 合	代表理事組合長	北 川 義 晴	○	委 員
京北木材業協同組合	代 表 理 事	四 辻 均	○	委 員

林野庁林政部企画課	総括課長補佐	宮 部 大 輝	○	オブザーバー
京都府農林水産部林務課	課 長	川 戸 修 一	×	オブザーバー

京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 森 林 資 源 ・ 鳥 獣 対 策 担 当 部 長	納 谷 義 和	事 務 局
京都市産業観光局農林振興室 林業振興課長	川 田 唯 男	
京都市産業観光局京北農林業振興センター 担当課長	石 浦 隆	
京都市産業観光局農林振興室 林業振興課 課長補佐	安 藤 純 二	
京都市産業観光局農林振興室 林業振興課 担当	埜 村 英 明	

京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議委員等からの意見・提案

1 第1回検討会議（平成28年9月2日）

○会議の概要

京都市が考える集中的な森林整備に向けた取組（案）を説明，林野庁からの情報提供

○委員等からの主な意見・提案

番号	主な意見・提案	意見・提案を受けての本市の考え
①	日本の林業は間伐の時代から主伐・再造林の時代へと本格的に突入しているが，現在の木材価格で収益を確保するには，集約化施業を実施することが必要である。	集中的な森林整備に向けては，集約型林業を進める必要がある。
②	森林資源情報システムは，京丹波町で，導入されている。川上における運用だけでなく，川中・川下とも連携した活用が課題である。 また，平成30年度までに整備を行う林地台帳の情報も盛り込むことで，より効果的な運用が可能となる。	森林資源情報システムの導入を検討する。（市全域ではなく， <u>部分的に導入</u> することが現実的） 川中・川下と連携した活用方法を検討するとともに，林地台帳の情報を盛り込むことも検討する必要がある。
③	森林は，植林しても利用可能となるまで60年間かかる。現在，大規模製材工場が多く建設されているが，長期的な視点に立つと資源の枯渇を招き，稼働できなくなると考える。（長期的な視点に立った森林の循環利用を考えるべきである。）	森林資源情報システムで把握した情報を基に，長期計画を策定し，長期的な視点に立った森林資源の循環利用を実施する必要がある。
④	境界の問題は何とかなければならない大きな課題である。地籍調査も併せて進める必要がある。	京都市全域で境界確認や地籍調査に取り組むことは難しいため， <u>部分的に取り組む</u> ことを検討する必要がある。
⑤	川上→川中→川下までの連携を図る新たな担い手の育成が必要である。	将来的に川上から川下までをマネジメントできる担い手の育成が必要である。

2 第2回検討会議（平成28年11月17日）

○会議の概要

集約型林業の推進に係る具体的な取組（例）の説明、京都市森林組合からの情報提供

○委員等からの主な意見・提案

番号	主な意見・提案	意見・提案を受けての本市の考え
①	筆界はたとえ所有者同士の同意があっても、動かすことが出来ない。また、所有権界も、所有者同士の同意をもって、確認を行うものである。第3者が境界の確認を行うことは難しい。	関係機関等と連携し、制度の内容を精査するとともに、財産権に係る課題について、慎重に検討する必要がある。
②	主伐は本来収益を得るために行うものである。所有者不明の森林において、第3者が主伐を行うには、公益性の説明を十分に行わなければならない、さらに検討が必要である。	関係機関等と連携し、制度の内容を精査するとともに、財産権に係る課題について、慎重に検討をする必要がある。
③	京都市は政令指定都市の中でも森林率は高く、京都市だからこそ、今回の取組はできることである。制度設計は今後精査すべきであるが、是非チャレンジしていただきたい。	国家要望や特区等を活用し、継続的に国へ働きかけをしていく必要がある。
④	今回提示された例は、現に所有者不明の森林に焦点を当てているが、所有者不明予備軍（所有意欲が無く、近い将来、所有者不明森林になると思われる森林）への対策も盛り込むべきである。	森林法で、義務付けられている森林の土地の所有者となった旨の届出の制度の周知等に取り組む。
⑤	京都市については、文化財保護や風致など様々な規制がかかっている。集約型林業を推進するためには、規制を所管している各部署との連携が必要である。	関係部署との調整を行い、一元的に申請・許可が行える体制の構築を検討する。

3 2回の検討会議を踏まえた今後の方向性（案）

所有者不明の森林における取組については、財産権の課題や制度内容の精査など、実行できるまでに時間を要することが考えられる。そこで、京都市内において、モデル的に大規模集約型林業の取組を実施し、並行して、大規模集約型林業を市内一円へ広げていくための制度改革に取り組む。

京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議からの提言（案）

～今後の取組方針～

1 『アクション1 大規模集約型林業のモデル実施』

下記の取組をモデル地区内で実施する。

項 目	内 容
事前準備	正確な森林資源情報の把握
	把握した森林資源情報に基づく川上～川下までの一貫した計画の策定
	所有者調査及び境界確認
施業の集約化	採算性が確保できる規模の森林の集約化
	林業事業体への長期経営委託の促進
補助制度	集約型林業の実施に必要なイニシャルに係る支援の強化
担い手育成	集約型林業の取組に資する技術の習得
	川上～川下までを包括的にマネジメントできる担い手の育成

※『下線』は今回新たに追加した部分

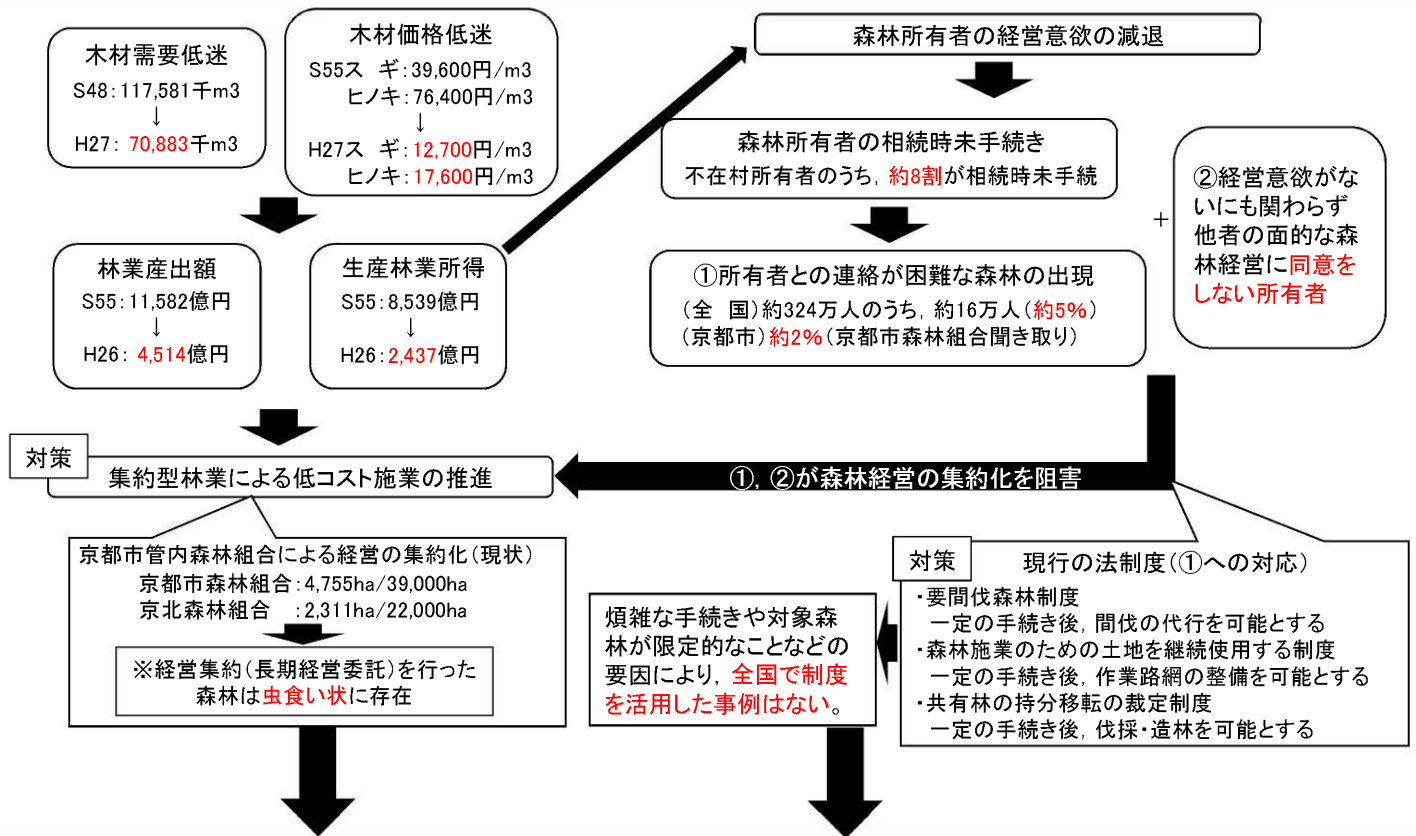
2 『アクション2 大規模集約型林業を市内一円へ広げていくための制度改革』

個人財産権に係る課題解決や取組内容の精査を行う必要があるが、下記の内容をベースに国家要望や特区申請による制度改革を行う。
また、財産権に係る課題は、様々な分野において、問題視されているため、法改正を含めた国への要望も進める必要がある。

項 目	内 容
所有者不明の森林における第3者による施業範囲の拡大	森林整備による資源の循環を適切に行うため、所有者不明の森林において、第3者が主伐などを実施できる制度への拡充
所有者不明の森林における施業実施までの手続きの簡素化	所有者不明の森林において、施業を実施する際の公平性を担保するための手続きについて、市町村に一元的に判断の権限を与えるなどの手続きを簡素化する制度への移行
所有者不明の森林における境界確認	所有者不明の森林における境界確認を市町村など、公平性が担保できる組織が実施できる制度の創設

「大規模集約型林業の推進に向けた具体的な取組案」の概要～検討会議からの提言～

現 状



課 題

- 大規模林業事業者による森林経営の集約化
森林経営の大規模集約化による現在の木材価格に見合った生産コストの低コスト化を目指す。
- 新たな制度の検討
所有者不明の森林対策において、実効性の高い制度の創設

大規模集約型林業の推進に向けた提言

◇ アクション1 大規模集約型林業のモデル実施

大規模集約型林業の実現に向けて、下記のモデル的な取組を実施する。

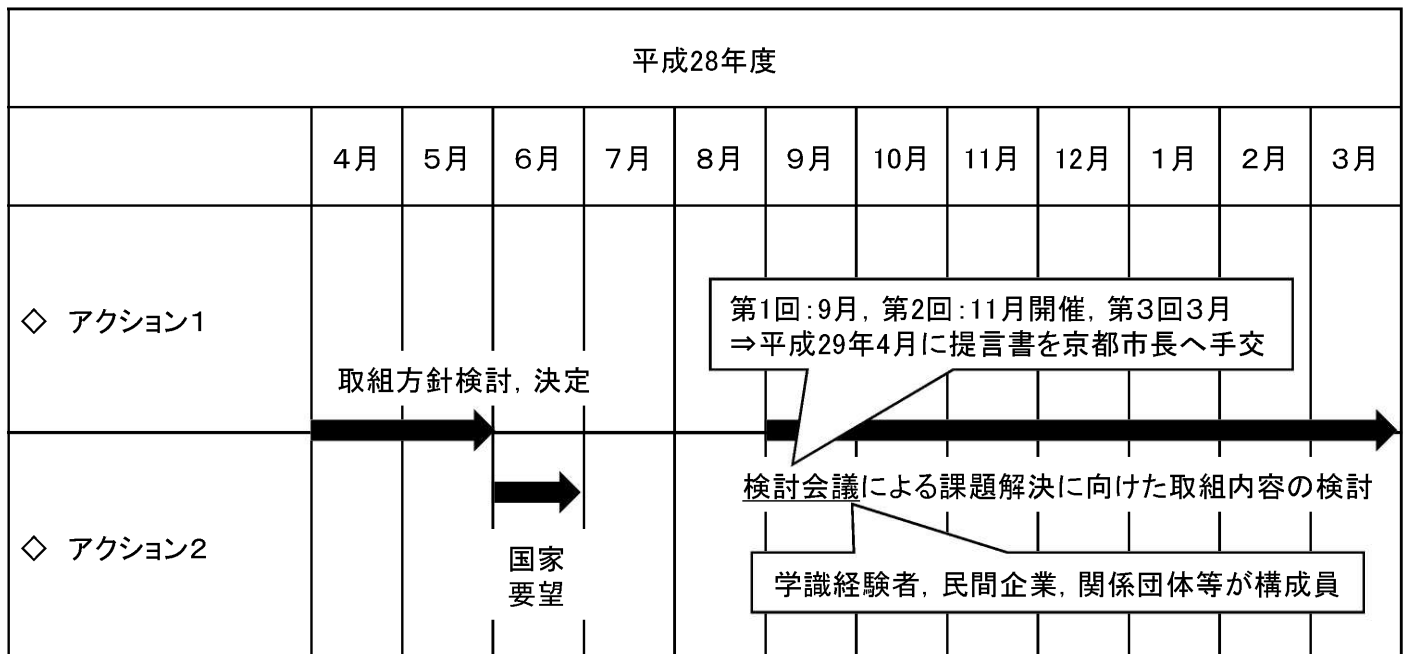
- 事前準備
 - 正確な森林資源情報の把握
 - 把握した森林資源情報に基づく川上～川下までの一貫した計画の策定
 - 所有者調査及び境界確認
- 施業の集約化
 - 採算性が確保できる規模の森林の集約化
 - 林業事業者への長期経営委託の促進
- 補助制度
 - 集約型林業の実施に必要なイニシャルに係る支援の強化
- 担い手育成
 - 集約型林業の取組に資する技術の習得
 - 川上～川下までを包括的にマネジメントできる担い手の育成

◇ アクション2 大規模集約型林業を市内一円へ広げていくための制度改革

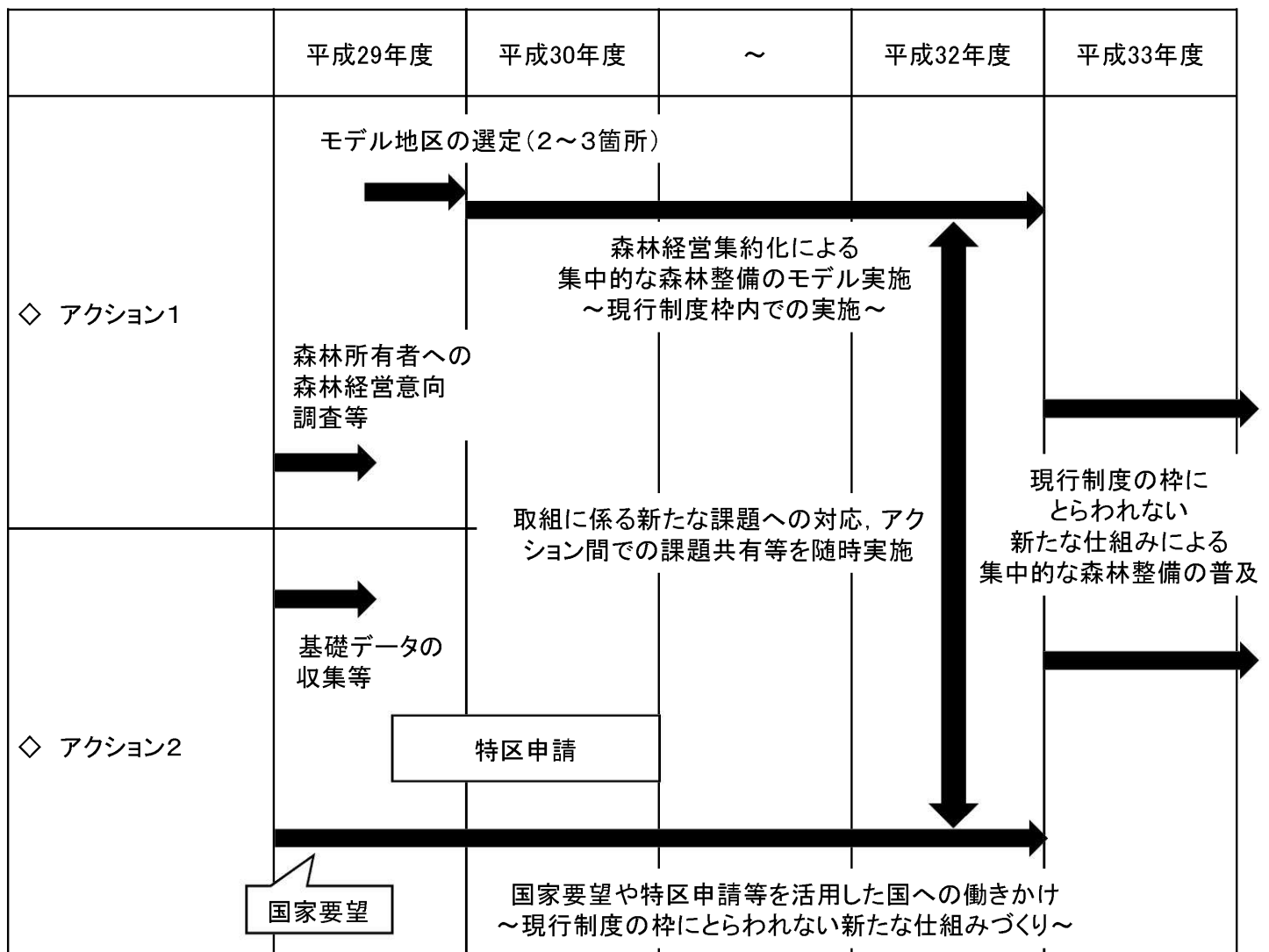
個人財産権に係る課題解決や取組内容の精査を行う必要があるが、下記の内容をベースに国家要望や特区申請による制度改革を行う。また、財産権に係る課題は、様々な分野において、問題視されているため、法改正を含めた国への要望も進める必要がある。

- 所有者不明の森林における第三者による施業範囲の拡大
 - 森林整備による資源の循環を適切に行うため、所有者不明の森林において、第三者が主伐などを実施できる制度への拡充
- 所有者不明の森林における施業実施までの手続きの簡素化
 - 所有者不明の森林において、施業を実施する際の公平性を担保するための手続きについて、市町村に一元的に判断の権限を与えるなどの手続きを簡素化する制度への移行
- 所有者不明の森林における境界確認
 - 所有者不明の森林における境界確認を市町村など、公平性が担保できる組織が実施できる制度の創設

○ 平成28年度の取組



○ 今後のスケジュール



「京都市域における集中的な森林整備に向けた取組」に対する提言骨子案

1 検討会議における議論の方向性

- 京都市が考える3つの林業経営形態（「大規模集約型林業」「北山林業」「自伐型林業」）について、それぞれの取組を進めていく必要がある。
- 特に大規模集約型林業の取組については、集中的な森林整備を進める上で、重要な取組であるものの、所有者との連絡が困難な森林の存在など、多くの課題を有している。
- そこで、本検討会議では、大規模集約型林業の取組に焦点を絞り、今後の取組方向性について、検討を行うこととした。

2 現状・課題

- 現在の木材価格で収益を確保するためには、大規模な集約型林業に取り組むことが必要だが、所有者との連絡が困難な森林や集約化に同意をしない所有者の存在など、大規模集約型林業の推進が困難な状況である。
- 特に所有者との連絡が困難な森林については、国において、一定の制度措置が行われ、整備が可能であるものの、手続きが煩雑であることや対象森林が限定的であることなどの要因により、制度が活用された事例はない。
また、日本の林業が間伐の時代から主伐・再生林の時代へと本格的に突入していることなどを踏まえ、今後、現行の法制度の枠にとらわれない新たな仕組みづくりを行う必要がある。

3 今後の方向性

- 先ずは、大規模集約型林業の推進による集中的な森林整備を、市内で数箇所モデル地区を設けて具体的に進めるべきである。
- 一方で、所有者との連絡が困難な森林への対応等、現行の法制度の見直し等が必要な取組については、特に個人財産権の課題が大きく、関係機関等との協議等に時間をかけ、慎重に進める必要がある。
- したがって、今後は、下記の2つの取組を平行して進め、随時、課題等の共有を行うなど、臨機に対応すべきである。

(1) 大規模集約型林業のモデル実施

- ・ 正確な森林資源情報の把握を実施
- ・ 把握した森林資源情報に基づく川上～川下までの一貫した計画の策定
- ・ 所有者調査及び境界確認の実施
- ・ 採算性が確保できる規模の森林の集約化の実施
- ・ 林業事業体へ森林系を委託する長期経営委託の取得
- ・ 集約型林業の実施に必要なイニシャルに係る支援の強化
- ・ 集約型林業の取組に資する技術の習得
- ・ 川上～川下までを包括的にマネジメントできる担い手の育成

(2) 大規模集約型林業を市内一円へ広げていくための制度改革

今後、個人財産権に係る課題を解決していく必要があるが、下記の新たな制度をベースに内容を精査し、国家要望や特区申請を活用した新たな仕組みづくりを目指す。

また、財産権に係る課題は、様々な分野において、問題視されているため、法改正を含めた国への要望も進める必要がある。

- ・ 森林整備による資源の循環が適切に行うため、所有者不明の森林において、第3者が主伐などを実施できる制度への拡充
- ・ 所有者不明の森林において、施業を実施する際の公平性を担保するための手続きについて、市町村に一元的に判断の権限を与えるなどの手続きを簡素化する制度への移行
- ・ 所有者不明の森林における境界確認を市町村など、公平性が担保できる組織が実施できる制度の創設

1. 京都市の林業に係る特徴について

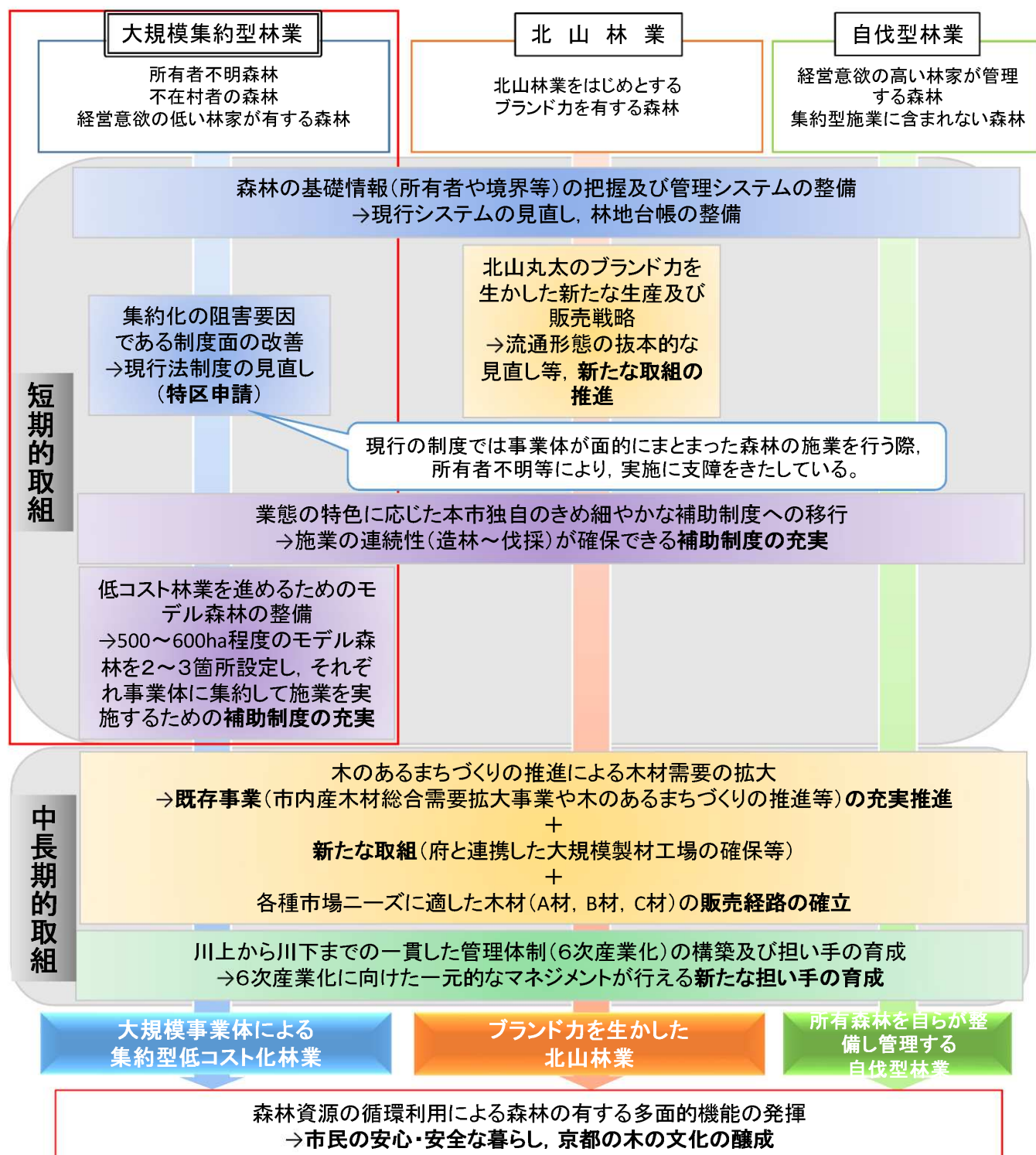
強み

- ・北山丸太を生産しブランド力を有する北山林業や古くから都へ木材供給をしてきた歴史と伝統のある京北地域における林業が現存
- ・歴史・文化・観光都市である木材の大消費地に森林が近接
- ・木材を活用した伝統的な京町家が現存し、歴史的文化的資産と四季折々のきめ細やかに織りなす風景とが一体をなしている三山の景観等古くから独自の木の文化を醸成

弱み

- ・地形が急峻で森林へのアクセスが不十分
- ・路網密度が低い(全国平均以下)
- ・所有者、境界等、森林の基礎情報が不十分
- ・林業・木材産業の基盤が脆弱
- ・小規模所有による経営意欲の低迷

2. 京都市の林業の目指すところ



北山林業に係る取組

追加資料



